

命 令 書

再 審 査 申 立 人 入国者収容所
東日本入国管理センター(在所中)
X1

再 審 査 被 申 立 人 麒 麟 麦 酒 株 式 会 社

上記当事者間の中労委平成13年(不再)第1号事件(初審埼玉県労委平成10年(不)第5号事件)について、当委員会は、平成17年9月21日第17回第三部会において、部会長公益委員荒井史男、公益委員山川隆一、同椎谷正、同岡部喜代子、同古郡鞆子出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

- 1 本件は、麒麟麦酒株式会社(以下「会社」という。)と雇用契約を結んだ再審査申立人X1が、①正社員として採用されたのに、労働組合への加入資格のない有期雇用の契約社員としたこと、②雇い止めにしたことが不当労働行為であるなどとして平成10年5月19日に、埼玉県労働委員会(以下「埼玉県労委」という。)に救済申立てをした事件である。
- 2 埼玉県労委は、平成12年12月21日付けで上記救済申立てを棄却したところ、再審査申立人はこれを不服として、同13年1月11日当委員会にその取消しを求め再審査を申し立てた。
再審査申立人の主張は、要するに、会社が同人を中途採用正社員の採用手続きに基づき雇用期間の定めのない正社員として採用したにもかかわらず、労働組合への加入意思を表明したことを嫌い、加入を妨害する目的で、①労働組合への加入資格がない有期雇用の契約社員として取り扱ったこと、②雇用期間満了による雇い止めにしたことは、不当労働行為に該当するというにある。
- 3 再審査申立人は、当委員会において、本件再審査申立書及び「再審査補充申立

書(一)ないし(五)」を提出したが、これによっても、再審査申立人の主張する不当労働行為を基礎付ける事実について、新たな主張、立証は見当たらない。

そうすると、初審命令の判断に付加すべきものはなく、当委員会の認定及び判断は、初審命令のそれと同一であるから、ここにこれを引用する。

- 4 よって、労働組合法第 25 条、第 27 条の 17 及び第 27 条の 12 並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成 17 年 9 月 21 日

中 央 労 働 委 員 会
第三部会長 荒 井 史 男 ⑩